

## 【懸賞金付定期預金“新型宝珠”規定】

### 1. (懸賞金抽選権)

- (1) この預金には、預入期間中につき1回および10万円につき1本の懸賞金抽選権をつけます。その抽選時期および抽選番号は、当金庫所定の時期・方法により通知します。第2条(自動継続)第1項により自動継続された預金についても同様とします。
- (2) 本条第3項により懸賞金制度を中止したのち継続された預金については、前記にかかわらず懸賞金抽選権は無効となります。  
また、預金者の申出ならびに預金者について支払いの停止・民事再生手続開始の申立て・仮差押え・差押え・相続・破産手続開始の申立て等によりこの預金の継続を停止した場合、満期日(継続をしたときはその満期日)以後懸賞金抽選権をつけません。停止を解除して継続する場合、継続手続日以降の抽選について前項のとおり懸賞金抽選権をつけます。ただし、継続手続日を含む預入期間中について、当金庫所定の抽選番号採番日の翌日以降に継続手続をした場合懸賞金抽選権はつきません。
- (3) 当金庫はいつでもこの懸賞金制度を変更または中止できるものとします。この変更等については、「定期預金等・通知預金共通規定」第11条(変更)に準じて行うものとします。

### 2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。  
ただし、この預金の継続後の利率については、当金庫の金利優遇制度にもとづき、当金庫所定の利率にその制度による利率を上乗せすることができるものとし、金利優遇制度に該当しないときは当金庫所定の利率によるものとします。なお、当金庫はいつでもこの金利優遇制度を変更または中止できるものとします。  
また、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率によって計算し、満期日に指定口座へ入金します。
- (2) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第4条(預金の解約、書替継続)第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条(解約等)第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。  
A 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率  
B 6ヵ月以上1年未満 通帳記載の利率の50%(以下(イ)といいます。)  
ただし、上記によって計算された利率(イ)が、預入日(継続したときはその継続日)から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率(ロ)(以下(ロ)といいます。)を上回るときは、(ロ)の利率を適用します。  
また、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、変更する日以後最初の継続日からとします。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の受取欄または払戻請求書に届出

の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

**5. (譲渡、質入れ等の禁止)**

- (1) この預金債権、通帳、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書面により行います。
- (3) この預金債権について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にもおよぶものとして取扱います。

**6. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)**

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上